

長崎、昭58不2、昭58.7.9

命 令 書

申立人 長崎地区合同労働組合

被申立人 株式会社日東レ

主 文

- 1 被申立人は、申立人が、昭和58年1月31日付で申入れた労働条件その他2項目に関する団体交渉に、誠意をもって応じなければならない。
- 2 被申立人は、A1及びA2に対する昭和58年2月1日の解雇通告を、それぞれ、撤回し、原職（1日8時間勤務）に復帰させるとともに、解雇から原職復帰までの間に同人らが受けるはずであった諸給与相当額（これに対する年5分の割合による金額を含む）を支払わなければならない。
- 3 被申立人は、本命令書受領後速やかに縦1メートル、横1.5メートルの大きさの白紙に、下記の文を明瞭に墨書し、被申立人会社の玄関前の見やすい場所に2週間掲示しなければならない。

記

昭和 年 月 日

長崎地区合同労働組合
執行委員長 A3 殿

株式会社日東レ
代表取締役 B1

当社が、貴組合から昭和58年1月31日付で申入れのあった労働条件その他2項目に関する団体交渉を拒否したこと、並びに、同年2月1日、A1氏及びA2氏を解雇したことは、いずれも労働組合法第7条に該当する不当労働行為であると長崎県地方労働委員会によって認定されました。今後、このような行為を繰返さないようにいたします。

- 4 申立人のその余の申立ては棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

(1) 被申立人株式会社日東レ（以下「会社」という。）は、昭和57年3月に設立され、肩書地において衣類の縫製を業とする会社（以下「縫製会社」という。）であり、従業員数は、申立時約20名である。

(2) 申立人長崎地区合同労働組合（以下「組合」という。）は、昭和49年6月15日、長崎地区の中小企業で働く労働者を中心として結成され、申立時、15支部を有し、組合員数は、184名である。

2 組合日東レ支部結成までの経過

(1) A 1（以下「A 1」という。）、A 2（以下「A 2」という。）、A 4及びA 5の4名は、「ニュールック」という縫製会社で働いていたが、同社が倒産したため、事実上、その営業を引き継いだ会社に、昭和57年3月20日付で入社した。

なお、A 1ら4名は、いずれも聴覚、言語障害者である。

(2) 昭和57年11月28日、会社の代表取締役B 1（以下「B 1社長」という。）は、A 1らを伴って、長崎公共職業安定所に行き、前記「ニュールック」が受けていた、心身障害者の雇用に関する国の助成金の受給について相談したが、A 1らは、手話通訳者がいなかったため、内容は分からなかった。

(3) 昭和57年11月末ごろ、B 1社長はA 1ら4名に対し、「ちょっと健康保険証と印鑑を貸してくれ。」と言って、書類に押印し、A 1らの健康保険証を持ち去った。

会社は、長崎北社会保険事務所に、同月末日付でA 1ら4名の雇用喪失届を提出したが、同人らは、雇用喪失届が提出されたことを知らないまま、従前どおり働いていた。

(4) 昭和58年1月10日、57年12月分の給料が支給されたが、A 1ら4名は、その給与支給明細書を見て、通勤手当が支給されなくなったこと、社会保険料が控除されていないこと、給料の時間単価が低くなっていることなど、従前と取扱いが異っていることを初めて知った。

(5) A 1とA 2は、相談の上、ろうあ協会の相談員であるC 1（以下「C 1相談員」という。）に相談した。C 1相談員が調べたところ、前記(3)の雇用喪失届が会社から長崎北社会保険事務所に提出されていることが分かった。

なお、この雇用喪失届は、昭和58年1月10日に受理されている。

(6) 昭和58年1月12日、C 1相談員とA 1らは、長崎地区労働組合会議（以下「地区労」という。）に行き、同日、A 1ら4名は組合に加入した。

なお、組合日東レ支部が設立され、A 1は同支部長に就任した。また、会社との筆談は、主としてA 2が担当していた。

3 本件申立てに至る経過

(1) 昭和58年1月13日、組合の執行委員長A 3（以下「A 3委員長」という。）ら6名は、会社に行ったが、B 1社長は不在で、同人の妻（以下「社長夫人」という。）が対応した。組合は、社長夫人に組合結成を通告するとともに、要求書を提出した。両者の話合いの結果、社長夫人は組合に対し、同要求書のほとんどの項目について認め、A 1ら4名の労働条件をもとに戻し、社会保険についても、翌14日に資格回復の手続を行うことを約束した。

(2) 昭和58年1月14日、A 3委員長が会社に行き、前日の礼を述べたところ、社長夫人は、B 1社長から「お前は何の権限もない。何も言うな、黙っとけ。」と叱られたので約束を履行できない旨、A 3委員長に言った。

その後、社会保険の資格回復の手続がなされ、健康保険証が再発行されたが、会社は、これをA 1ら4名に渡さなかった。

(3) 昭和58年1月22日、会社は、従前は午前8時15分から午後5時までの実働8時間であったA 1ら4名の労働時間を、同人らはパートタイマーであるとして、午後3時までの実働6時間に変更した。

また、同22日ごろ、B 1社長はA 1に対し、筆談で、「何で組合に入った。組合をやめ

ろ。」などと言った。

- (4) A3委員長らは、昭和58年1月22日以降、数回にわたって会社に行き、A1ら4名の就業状況の点検（以下「就業点検」という。）を行った。就業点検を行った日には、B1社長及び社長夫人は不在で、A1ら4名は午後5時まで就業していたが、就業点検を行わなかった日は、午後3時で帰されていた。
- (5) 昭和58年1月28日夜、社長夫人から自宅にいたA1の妻に、「4月から正社員にするよう考えている」旨の電話があった。
- (6) 昭和58年1月31日、A3委員長及び組合書記長A6（以下「A6書記長」という。）は、会社に行って労働条件その他2項目に関する団体交渉申入書を提出し、引き続き就業点検を行った。同日午後4時ごろ、A3委員長が帰ろうとしていたところに、男2名（以下「男たち」という。）が自動車で乗りつけ、「お前たち何しよっとか。」と声をかけたので、A3委員長らは、「いや、こうして交渉に来たんですよ、おたくはどちらですか。」と言った。男たちが、「社長の所に来い。」と言ったので、「じゃ行きましょう。」とA3委員長らが応じたところ、男たちは、「この車に乗れ。」と言った。男たちの車に乗ろうとしたところ、車が故障のため動かなかったので、A3委員長らは、男たちと一緒に地区労の自動車に乗り、長崎市岩屋町にあるB1社長が経営する別会社（オリオン空調）に行った。

この間、車中で男たちから、「おれたちは、タダメシはいつづも食えるとぞ。何べんでん、やってきとっとやから。」「労働組合だろうが何だろうが、会社ばつぶすつもりか。こまか所で作る必要はなか。会社の言うごと、しとけ。」などの発言があった。

また、別会社内で、B1社長は、A3委員長に対し、「A3、お前か。お前家どこか。」と聞いた。A3委員長が、氏名、役職及び自宅の住所・電話番号を答えたところ、「よし、電話しろ。」と言った。A3委員長が、自宅に電話をかけなかったところ、B1社長は、男たちに対し、「四、五人若かもんば連れて行って来い。今からすぐ行って来い。あいさつして来い。」と言った。A3委員長が、「それは遠慮してください。労働組合でやっているんです。」と言ったところ、男たちは、A3委員長の自宅に行くことをやめた。この後、およそ2時間にわたり、B1社長らは、机をたたいたり、蹴ったりする行為を交えながら、組合がA1ら4名の問題から手を引くように圧力をかけたが、A3委員長らは、これに応じなかった。

B1社長が諦めて、「明日来てみろ。今日のところは帰れ。」と言ったので、A3委員長らは帰った。

- (7) 昭和58年1月31日夜、B1社長はA1の自宅に電話をかけ、A1の妻に、「おれは頭に来ているから、明日から会社に来るな。来たら何するか分からんぞ。奥さんも分かったな。」と言って、一方的に電話を切った。

このため、A1の妻は、会社を辞めるようA1を説得したが、A1は納得せず、翌2月1日、会社に出勤した。

- (8) 昭和58年2月1日、B1社長は、出勤したA1及びA2両名に対し、「今日から3時で帰るか。」と聞いた。両名が、「午後5時まで働かせてもらいたい」旨答えたところ、B1社長は、両名をその後2回呼んで、最後には、「会社の言うとおりに聞かないのなら、お前たちは首だ。直ちに帰れ。」と言ったので、両名は止むなく帰った。

なお、組合は、前日、A 3 委員長及びA 6 書記長が脅されたという事情から、A 1 及びA 2 の出勤を強行することは困難だと判断して、同月 2 日以降、両名を出勤させていない。

- (9) 昭和58年 2 月 2 日、組合は、解雇撤回・原職復帰の申入書を会社に提出した。
- (10) 組合は、B 1 社長が組合を認めない旨の発言を繰り返し行っており、また、文書で団体交渉を申し入れたにもかかわらず無視されていたため、自主交渉は困難であると見て、昭和58年 2 月 9 日、A 1 から 4 名の原職復帰ほか 5 項目をあっせん事項として、当委員会にあっせんを申請した。

当初、会社は、あっせんへの出席に難色を示したが、当委員会の説得に応じ、同月 18 日、第 1 回の事情聴取及びあっせんが行われた。第 1 回のあっせんにおいては、双方合意に達せず、あっせん員協議により、再度あっせんを行うこととなったが、会社は、第 2 回あっせんへの出席を拒否し、結局、3 月 9 日、同あっせんは打切りとなった。

なお、3 月 9 日、あっせん打切後、A 3 委員長が B 1 社長に電話をかけたところ、B 1 社長から、「組合はもともと認めていない」旨の発言があった。

- (11) 昭和58年 3 月 14 日、組合は、当委員会に、本件不当労働行為救済申立てを行った。

4 会社の審査期日不出頭について

本件の審査に当たって、当委員会は、できる限り両当事者の都合を考慮して、調査・審問の期日を決定し、通知及び書類の送達をその都度行うほか、調査及び審問の前日又は当日に電話連絡等によって日時の上知を確認し、会社の出頭を促した。特に、第 2 回審問は、当初の指定期日を会社の差支え日を勘案し、出頭可能な日に変更した。

しかしながら、会社は、答弁書を提出せず、審査の全期日を通じ欠席したので、当委員会はやむなく会社欠席のまま審問を終結せざるを得なかった。

第 2 判断及び法律上の根拠

1 組合の主張要旨は、次のとおりである。

会社が、昭和58年 2 月 1 日付で組合員 A 1 及び同 A 2 を解雇したことは、同人らが、会社がなした労働条件の一方的切下げの措置を是正するために組合に加盟したことを理由とする同人らに対する不利益取扱いであるとともに、組合の弱体化を狙った支配介入の不当労働行為である。また、会社が暴力団風の男を介入させて組合代表者らを脅迫し、組合を排斥しようとしたこと及び組合を嫌悪し団体交渉を拒否し続けていることは、同じく不当労働行為に該当する。

2 これに対して、会社は、前述したとおり、何らの答弁もせず、調査及び審問にも一切出席しなかったため、本件救済についての会社の主張ないし疎明はなされていない。

以下、これらについて判断する。

3 団体交渉拒否について

組合は、第 1・3・(6)で認定したとおり、会社に対して、昭和58年 1 月 31 日、書面により、団体交渉の申入れを行っているが、第 1・3・(3)、(6)及び(10)で認定したとおり、会社は、組合を極度に嫌悪し、組合を認めない態度に終始しており、正当な理由がなく団体交渉を拒否していることが認められる。

4 A 1 及びA 2 の解雇について

B 1 社長は、第 1・3・(7)及び(8)で認定したとおり、昭和58年 1 月 31 日、A 1 に対して、

電話により、同人の妻を介して、「明日から会社に来るな。来たら何をするかわからんぞ」と言い、さらに、翌2月1日、入社したA1及びA2に対して、「会社の言うとおりに聞かないのならお前たちは首だ。」と言いつけているが、この解雇通告は、B1社長が組合を嫌悪するあまり、A1及びA2の組合加入に立腹して行ったものと推認される所であり、組合支部長であるA1及び組合員A2に対する不利益取扱いであるとともに、組合の弱体化を企図した支配介入と言わざるを得ない。

また、組合は、その後、A1及びA2を会社へ出勤させていないが、第1・3・(6)、(7)及び(8)で認定したB1社長の態度及びその他の事情から、やむを得ないことであったと思料される。

なお、組合は、第1・2・(4)で認定したとおり、会社がA1及びA2の昭和57年12月分の給料から、従前と異なる取扱いをしていることについて、一方的な労働条件の不利益変更は法律上無効であるとして救済を求めているが、これらは、A1らが組合に加入した昭和58年1月12日以前の問題であるので、不当労働行為としては判断の限りでない。

- 5 以上の次第であるから、会社が組合の申入れた団体交渉を拒否したことは、労働組合法第7条第2号に、また、A1及びA2を解雇したことは、同条第1号及び第3号に、それぞれ該当する不当労働行為である。

よって、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条の規定により主文のとおり命令する。

昭和58年7月9日

長崎県地方労働委員会
会長 藤原千尋